

新庄市歴史的風致維持向上計画推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、新庄市歴史的風致維持向上計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第5条第1項に規定する歴史的風致維持向上計画（以下「計画」という。）の作成及び変更に関する事項
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) その他歴史的風致の維持及び向上に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 法第2条第2項第1号イに規定する重要文化財建造物等を整備し、又は管理する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、総合政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年5月1日から施行する。

(最初の協議会の会議の招集)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の協議会の会議は、市長が招集する。

(委員の任期の特例)

3 第4条第1項の規定にかかわらず、令和3年5月1日以後最初に委嘱される委員の任期は、令和5年3月31日までとする。